

経済産業省

20120919 商第 12 号

ガス保安功労者経済産業大臣表彰選考基準を次のように定める。

平成 24 年 9 月 19 日

経済産業大臣 枝野 幸男

ガス保安功労者経済産業大臣表彰選考基準

ガス保安功労者に対する経済産業大臣表彰の選考に当たっては、ガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領（平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商第 12 号）に基づき、1. の被表彰者選考評価基準（別紙）により、上申書総括表、審査調書等を勘案の上、各部門別に審査、選考すること。

記

1. 被表彰者選考評価基準 （別紙）

2. 審査選考

別紙の被表彰者選考評価基準の各項目及び別添の不適合要件について審査し、次の評点に該当する者について、上申書総括表や審査調書等を勘案の上、被表彰者を決定する。

ただし、具体的な審査については、大臣官房技術総括・保安審議官が定めるところにより行う。

(1) 表彰対象区分	(評点)
① ガス製造・ガス供給事業者の部	112 点以上
② ガス小売事業者の部	105 点以上
③ ガス工事業者の部	77 点以上
④ 個人の部	
イ. ガス主任技術者	84 点以上
ロ. ガス保安関係永年勤続者	74 点以上
ハ. 災害等非常の場合のガス保安功労者	—
ニ. ガス主任技術者及びガス保安関係永年勤続者以外の者	

a. 個人の部（実施要領④－ニ－a）	121点以上
b. 個人の部（実施要領④－ニ－b）	86点以上
c. 個人の部（実施要領④－ニ－c）	70点以上
⑤団体の部	
イ. 経年管対策	70点以上
ロ. 災害等非常の場合	－
ハ. その他保安の向上に顕著な功績が認められる場合	70点以上

(2) 評点の算定について

①ガス製造・ガス供給事業者の部

全項目A評価の70%とする。

$$160点 \times 0.7 = 112点$$

②ガス小売事業者の部

全項目A評価の70%とする。

$$150点 \times 0.7 = 105点$$

③ガス工事業者の部

全項目A評価の70%とする。

$$110点 \times 0.7 = 77点$$

④個人の部

イ. ガス主任技術者

経験年数を除く7項目A評価の70%に経験年数10年及び無事故年数5年（ガス主任技術者以外の保安業務従事時）を加算する。

$$(70点 \times 0.7) + (10年 \times 3点) + (5年 \times 1点) = 84点$$

ロ. ガス保安関係永年勤続者

経験年数を除く7項目A評価の70%に経験年数25年を加算する。

$$(70点 \times 0.7) + (25年 \times 1点) = 74点$$

ハ. 災害等非常の場合のガス保安功労者

ケースに応じて適宜評価する。

ニ. ガス主任技術者及びガス保安関係永年勤続者以外の者

a. 個人の部（実施要領④－ニ－a）

経験年数を除く11項目A評価の70%に経験年数10年を加算する。

$$(130点 \times 0.7) + (10年 \times 3点) = 121点$$

b. 個人の部（実施要領④－ニ－b）

経験年数を除く8項目A評価の70%に経験年数10年を加算する。

$$(80点 \times 0.7) + (10年 \times 3点) = 86点$$

c. 個人の部（実施要領④－ニ－c）

全項目A評価の70%とする。

$$100点 \times 0.7 = 70点$$

⑤団体の部

イ. 経年管対策

全項目A評価の70%とする。

$$100点 \times 0.7 = 70点$$

ロ. 災害等非常の場合

ケースに応じて適宜評価する。

ハ. その他保安の向上に顕著な功績が認められる場合

全項目 A 評価の 70%とする。

$100 \text{ 点} \times 0.7 = 70 \text{ 点}$

附 則

- 1 この基準は平成 24 年 9 月 19 日から施行する。
- 2 ガス保安功労者経済産業大臣表彰選考基準（内規）（平成 17・05・20 原第 30 号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行前にガス保安功労者経済産業大臣表彰選考基準（内規）（平成 17・05・20 原第 30 号）の規定により表彰の推薦、審査又は決定を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(別紙)

ガス保安功労者経済産業大臣表彰被表彰者選考評価基準

(注意)

下記においてアルファベット表示のみの評点について共通とする。

評 点			
A=10	B=5	C=3	D=0

1. ガス製造・ガス供給事業者の部	
(1) ガス保安関係法令の遵守状況	
イ. ガス保安関係法令等の整備、活用状況	A B C D
ロ. 関係官庁に対する許認可、報告、届出等の手続の状況	A B C D
ハ. ガス保安関係法令の技術上の基準に適合したガス工作物が設置、使用されているかどうかの状況	A B C D
(2) 事故の発生状況	
ガス関係報告規則第4条第1項の規定による報告すべき事故(当該ガス事業者等の責任によらないものは除く。)が5年間を超えて発生していないもので、その超える年数を5年を越える1年につき3点。30点を上限とする	
(3) 事故の予防及び復旧対策	
イ. 災害その他非常の場合の組織規程の有無	A B C
ロ. 復旧、防災訓練の実施状況	A B C D
(4) 保守運営体制	
イ. ガス主任技術者の選任状況	A B C
ロ. 保安規程に「保安統括(管理)者」、「保安主任者(ガス主任技術者若しくはその職務代行者)」及び「保安係員」の保安管理組織を定め、かつ、適正に配置されているかどうかの状況	A B C
ハ. ガス工作物、施設等に対する保安上の改善の有無	A B C
(5) 保安教育の実施状況	
イ. ガス保安等の従業員教育の実施状況	A B C D
ロ. 社内におけるガス保安関係の委員会、研究会等の設置及び活動状況	A B C D
ハ. 社外における保安関係の研究会、講習会等への参加状況	A B C D
(6) 表彰受賞その他	
イ. 表彰関係	A B C D
ロ. その他社会の模範として特筆すべき事項	A B C
2. ガス小売事業者の部	
(1) ガス保安関係法令の遵守状況	
イ. ガス保安関係法令等の整備、活用状況	A B C D
ロ. 関係官庁に対する登録、報告、届出等の手続きの状況	A B C D

<p>(2) 事故の発生状況 ガス関係報告規則第4条第1項の規定による報告すべき事故(自己の責任によらないものは除く。)の発生及びガス事業法以外の違反等の発生の有無</p>	<p>5年を越える1年につき1点。10点を上限とする。</p>
<p>(3) 保安管理体制</p>	
<p>イ. 災害その他非常の組織規程の有無</p>	<p>A B C</p>
<p>ロ. 防災訓練の実施状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>ハ. 保安業務規程に基づく、保安業務の的確な遂行のために必要な保安管理体制(事業所毎の保安管理組織等)の整備状況</p>	<p>A B C</p>
<p>ニ. ガス保安等の従業員教育の実施状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>ホ. 社内におけるガス保安関係の委員会、研究会等の設置及び活動状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>ヘ. 社外における保安関係の研究会、講習会等への参加状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>(4) 保安業務の実施状況</p>	
<p>イ. CO中毒事故防止のための自主保安活動の実施状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>ロ. ガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の実施状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>(5) 需要家に対する安全教育・啓発活動の実施状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>(6) 自主保安活動の公表状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>(7) 表彰受賞その他</p>	
<p>イ. 表彰関係</p>	<p>A B C D</p>
<p>ロ. その他社会の模範として特筆すべき事項</p>	<p>A B C</p>
<p>3. ガス工事業者の部</p>	
<p>(1) 事故の発生状況 施工したガス工事に関し、ガス関係報告規則第4条第1項の規定による報告すべき事故(当該ガス工事業者の責任によらないものは除く。)が5年間を超えて発生していないもので、その越える年数</p>	<p>5年を越える1年につき3点。30点を上限とする。</p>
<p>(2) 危険発生の防止措置</p>	
<p>イ. 測定器、安全防護具、工具等の整備状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>ロ. 事故発生に備えての適確な対応策及び関係者に対する連絡体制等の組織規程の有無</p>	<p>A B C D</p>
<p>ハ. 復旧、防災訓練の実施状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>ニ. ガス設備工事技術及びガス保安等の従業員教育の実施状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>ホ. 社内におけるガス設備工事技術関係の委員会、研究会等の設置及び活動状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>ヘ. 社外におけるガス設備工事技術関係の研究会、講習会等への参加状況</p>	<p>A B C D</p>
<p>(3) 表彰受賞その他</p>	
<p>イ. 表彰関係</p>	<p>A B C D</p>
<p>ロ. その他社会の模範として特筆すべき事項</p>	<p>A B C</p>
<p>4. 個人の部</p>	
<p>(1) ガス主任技術者</p>	
<p>① ガス主任技術者選任年数</p>	

<p>ガス主任技術者として選任された年数（1年につき3点。45点を上限とする。）</p>	
<p>②ガス保安の確保に関する貢献</p>	
<p>イ．ガス主任技術者として従事した事業場において、当該従事期間のガス関係報告規則第4条第1項の規定による報告すべき事故の発生の有無及びガス事業法以外の違反等の発生の有無（当該ガス主任技術者の責任によらないものは除く。ただし、役員等の責任的立場の場合は対象とする。）</p>	<p>(人損の場合) A B C D (物損の場合) A 10点 B 7点 C 5点 D 3点 E 1点</p>
<p>ロ．ガス主任技術者以外で、ガス保安関係の職務に従事した事業場において、当該従事期間のガス関係報告規則第4条第1項の規定による報告すべき事故の発生の有無（自己の責任によらないものは除く。ただし、役員等の責任的立場の場合は対象とする。）</p>	<p>(ガス主任技術者として従事した期間除く) 無事故である期間を1年1点とし、上限5点を加算する。</p>
<p>ハ．ガス保安に関する改善、研究、考案、発明等の有無</p>	<p>A B C D</p>
<p>③保安教育に関する貢献</p>	
<p>イ．ガス保安等の従業員教育の講師としての実績の有無</p>	<p>A B C D</p>
<p>ロ．社内におけるガス保安関係の委員会、研究会の委員としての実績の有無</p>	<p>A B C D</p>
<p>ハ．その他ガス保安の技術又は知識の向上に特筆すべき功績の有無</p>	<p>A B C D</p>
<p>④表彰受賞その他</p>	
<p>イ．表彰関係</p>	<p>A B C D</p>
<p>ロ．その他社会の模範として特筆すべき事項</p>	<p>A B C</p>
<p>(2) ガス保安関係永年勤続者</p>	
<p>①ガス保安関係の勤続年数</p>	
<p>ガス保安関係の職務に従事した年数（1年につき1点。40点を上限とする。）</p>	
<p>②ガス保安の確保に関する貢献</p>	
<p>イ．ガス保安関係の職務に従事した工場等において、当該従事期間のガス関係報告規則第4条第1項の規定による報告すべき事故の発生の有無（自己の責任によらないものは除く。ただし、役員等の責任的立場の場合は対象とする。）</p>	<p>(人損の場合) A B C D (物損の場合) A 10点 B 7点 C 5点 D 3点 E 1点</p>
<p>ロ．ガス保安に関する改善、研究、考案、発明等の有無</p>	<p>A B C D</p>
<p>ハ．ガス保安等の従業員教育の講師としての実績の有無</p>	<p>A B C D</p>

ニ. 官公庁又は団体等のガス保安関係の委員会の委員としての実績の有無	A B C D
ホ. その他ガス保安の技術又は知識の向上に特筆すべき実績の有無	A B C D
③表彰受賞その他	
イ. 表彰関係	A B C D
ロ. その他社会の模範として特筆すべき事項	A B C
(3) 災害等非常の場合のガス保安功労者 当該表彰の対象となった個人について適宜審査選考する。	—
(4) 個人の部 (実施要領④-ニ-a)	
①勤続年数 当該ガス事業者における勤続年数 (1年につき3点。45点を上限とする。)	
②事業者内部での取組状況	
イ. 保安に係る資格取得者数向上のための取組状況	A B C D
ロ. 警報器の設置促進等需要家保安への取組状況	A B C
ハ. 経年管対策への取組状況	A B C
ニ. ガス保安等の従業員教育の実施状況	A B C D
ホ. 社内におけるガス保安関係の委員会、研究会等の設置及び活動状況	A B C D
ヘ. ガス保安関係法令の遵守状況	A B C D
ト. ガス関係報告規則第4条第1項の規定による報告すべき事故の発生及びガス事業法以外の違反等の発生の有無 (自己の責任によらないものは除く。ただし、役員等の責任的立場の場合は対象とする。)	(人損の場合) A B C D (物損の場合) A 10点 B 7点 C 5点 D 3点 E 1点
③事業者外部での取組状況	
イ. 社外における保安関係の研究会等への参加状況	A 20点 B 10点 C 5点 D 0点
ロ. 他の事業者の模範となるような取組の紹介実績	A 20点 B 10点 C 5点 D 0点
ハ. 表彰関係	A B C D
ニ. その他社会の模範として特筆すべき事項	A B C
(5) 個人の部 (実施要領④-二-b)	
①勤続年数 当該ガス事業者における勤続年数 (1年につき3点。)	

45点を上限とする。)	
②事業者内部での取組状況	
イ. 保安業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施状況	A B C D
ロ. ガス保安に関する改善、研究、考案、発明等の有無	A B C D
ハ. 官公庁又は団体等のガス保安関係の委員会の委員としての実績の有無	A B C D
ニ. その他ガス保安の技術又は知識の向上に特筆すべき功績の有無	A B C D
ホ. ガス関係報告規則第4条第1項の規定による報告すべき事故の発生及びガス事業法以外の違反等の発生の有無(自己の責任によらないものは除く。ただし、役員等の責任的立場の場合は対象とする。)	(人損の場合) A B C D (物損の場合) A 10点 B 7点 C 5点 D 3点 E 1点
③事業者外部での取組状況	
イ. 社外における保安関係の研究会等への参加状況	A B C D
ロ. 他の事業者の模範となるような取組の紹介実績	A B C D
ハ. 表彰関係	A B C D
(6) 個人の部(実施要領④-ニ-c)	
保安確保の推進等	
イ. 保安の向上を促進する機器・装置・情報通信技術等の研究開発、考案、発明若しくは普及活動での顕著な功績又は保安確保の改善若しくは研究で顕著な功績の有無	A 60点 B 30点 C 10点
ロ. 国又は関係団体などが主催するガス保安に係る全国規模の委員会への参加実績(国若しくは団体等の委員会にて1回以上の委員長を経験したことのある者のみを対象とし、自らが所属する団体が主催する委員会は含まない)	A 40点 B 20点 C 10点
5. 団体の部	
(1) 経年管対策	
①事故の発生状況	
ガス関係報告規則第4条第1項の規定による報告すべき事故の発生及びガス事業法以外の違反等の発生の有無。(当該団体の責任によらないものは除く。)	A 30点 B 20点 C 10点
②保安確保の推進等	D 0点
イ. 経年管対策への取組状況	A 20点
対策の対象となる経年管についての現状把握、対策遂行の具体的指針となる長期計画	B 10点 C 5点
ロ. 未対策経年管の削減率	D 0点 A 15点

ハ. 未対策経年管の残存率	B	10点
	C	5点
	A	15点
	B	10点
	C	5点
ニ. その他特筆すべき事項	A	10点
	B	5点
	C	0点
③表彰受賞その他	A	10点
	B	5点
	C	0点
(2) 災害等非常の場合 当該表彰の対象となった団体について適宜審査選考する。		
(3) その他保安の向上に顕著な功績が認められる場合		
①事故の発生状況 ガス関係報告規則第4条第1項の規定による報告すべき事故 の発生及びガス事業法以外の違反等の発生の有無（当該団体の責任によらないものは除く。）	A	30点
	B	20点
	C	10点
	D	0点
②保安確保の推進等 保安の向上を促進する機器・装置・情報通信技術等の研究開発、考案、発明若しくは普及活動における顕著な功績又は保安確保の改善若しくは研究における顕著な功績の有無	A	60点
	B	30点
	C	10点
③表彰受賞その他	A	10点
	B	5点
	C	0点

不適格要件について

1. 「個人の部」

- (1) 過去に発生した事故について、以下の表の不適格に該当する事故がある場合は、他の審査項目による評点に関わらず被評価者として不適格とする。
- (2) 対象者本人の自己の責任に因らないものは除く。ただし、事故発生時、対象者本人が事業者の代表権者・担当役員等の責任的立場の場合は適用する。
- (3) 「△」は、事故の社会に与える影響等を考慮し、適宜判断する。
- ※：機器自体の欠陥、使用者側の問題や他工事事故等、事業者の責任によらないことが判明しているものは除く。

選考日と事故発生日の関係	人損		物損	
	※ 死亡・重傷事故 (死傷者数不問)	※ 軽傷 (負傷者数不問)	※ 爆発・火災	※ 供給支障 交通困難
過去1年未満	不適格	不適格	不適格	不適格
過去1年以上3年未満			△	△
過去3年以上5年未満				
過去5年以上10年未満				
過去10年以上	△	△	△	△
無事故	—	—	—	—

2. 「個人の部」以外の部

- (1) 過去に発生した事故について、以下の表の不適格に該当する事故がある場合は、他の審査項目による評点に関わらず被評価者として不適格とする。
- (2) 「△」は、事故の社会に与える影響等を考慮し、適宜判断する。
- ※：機器自体の欠陥、使用者側の問題や他工事事故等、事業者の責任によらないことが判明しているものは除く。

選考日と事故発生日の関係	人損		物損	
	※ 死亡・重傷事故 (死傷者数不問)	※ 軽傷 (負傷者数不問)	※ 爆発・火災	※ 供給支障 交通困難
過去1年未満	不適格	不適格	不適格	△
過去1年以上3年未満			△	
過去3年以上5年未満				
過去5年以上10年未満				
過去10年以上	△	△	△	△
無事故	—	—	—	—

附 則

この基準は令和 3 年 2 月 9 日から施行する。